

## 第6 通信費

### インターネットを通じた販売関連費用の取扱い

Q

私は主として外国から輸入した女性向けの洋服、バッグ、小物および雑貨を販売していますが、この度店舗での販売に加えて、インターネットを通じた商品販売を始めることにしました。

そこで、そのための準備として、まずNTTに加入料および工事負担金を支払って新規の電話回線を設置し、次に民間工事業者に屋内配線の工事をしてもらい、最後にインターネットの接続業者とプロバイダー契約を締結しました。

このような場合、各業者に支払う費用は税務上どのように取り扱えばよいでしょうか。なお、NTTからの請求の内訳は加入料と工事負担金および通話料で、プロバイダーからの請求の内訳は契約料および使用料です。

また、ホームページ制作の専門業者に依頼して、インターネット上にショッピングカートを設置し、ホームページ上で商品の注文を受けられるようなホームページを制作してもらいます。

さらに将来的には、多種多様なアフィリエイターとインターネット上のビジネス・パートナーになってもらうつもりですが、アフィリエイターには、その実績に応じて報酬を支払います。

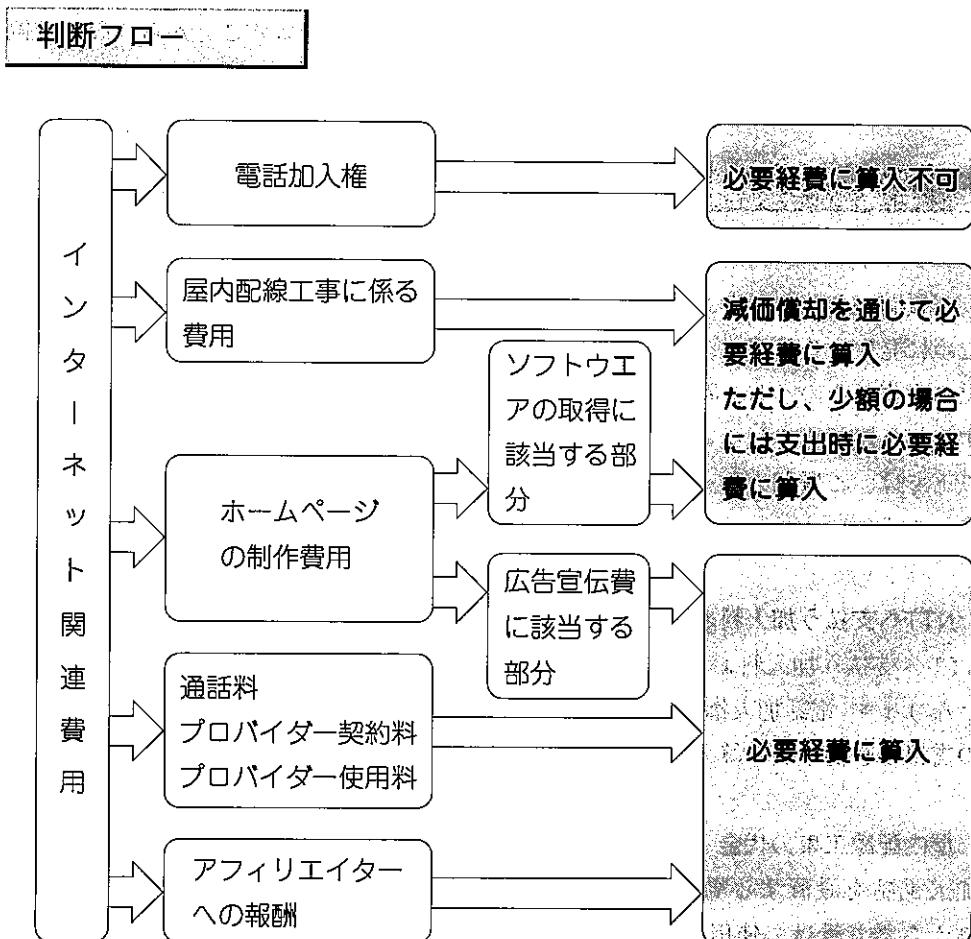
これらホームページの制作費用やアフィリエイターに支払う報酬はどのように取り扱えばよいのか、併せて教えてください。

A

支出した費用の性質に応じて、それぞれ次のように取り扱われます。

- ① NTTに支払う金額のうち、加入料および工事負担金については電話加入権の取得になりますので必要経費に算入することはできませんが、通話料については通信費として必要経費に算入します。
- ② 民間工事業者に支払う屋内配線工事の代金については、原則として減価償却を行うことにより必要経費に算入します。

- ③ インターネットの接続業者に支払うプロバイダー契約料は、現在ほとんどの接続業者が無料か、有料であっても僅少な金額となっていますので、プロバイダー使用料とともに、通信費として必要経費に算入して差し支えないものと考えられます。
- ④ ホームページの制作費用は、広告宣伝費として支出時の必要経費算入が認められますが、その費用の中にデータベースにアクセスするための費用が含まれている場合には、それに相当する金額は減価償却を通じて必要経費に算入することになります。
- ⑤ アフィリエイターに支払う報酬は、当該アフィリエイターに係る売上が計上される時に（期間的に）対応して必要経費に算入されます。



### キーワード

#### ▼電話加入権

電話加入権は、NTT東日本・西日本の加入電話回線を契約・架設する権利のことです。現在、この権利の名称は施設設置負担金となっています。

#### ▼アフィリエイト

アフィリエイトとは、インターネット上に開設したホームページ等に企業サイトへのリンクを張り、閲覧者がこれを経由して商品の購入等を行った場合に、そのホームページ等の開設（管理）者に報酬が支払われる仕組みのことです。

開設者は、報酬を獲得することを目的に、より効果的なリンク先を選び広告する一方、企業は労せずして顧客を獲得し商品を販売することができるから、両者は電子商取引を行うまでのビジネス・パートナーとして見ることができます。

### 判断のポイント

インターネットを利用した商品販売には、多様な費用が発生するものと考えられます。ご質問のケースでもありましたら、大きく分けて、インターネットの環境を整えるために発生する費用と、その後の販売活動に付随して発生する費用とに分類されると思います。そのうち、特に前者に係るものには支出した際その全額を必要経費に算入することが認められないものもありますので注意が必要です。

以下では、ご質問のケースで発生するインターネット関連支出の税務上の取扱いを説明します。

#### 1 NTTへ支払う加入料および工事負担金

NTTへ支払う加入料および工事負担金は無形固定資産である電話加入権の取得原価となります。電話加入権は減耗しない資産として減価償却の対象とはされないため、その支出を必要経費に算入することは認められません。

#### 2 屋内配線工事の代金

加入電話を設置する場合の屋内配線工事等はNTTに委託し、屋内配線設備等をNTTから借り受けて使用することもできますし、当該工事等を民間工事業者に行わ

せ、その屋内配線設備等を自己の所有とすることもできます。

前者のように屋内配線工事をNTTに委託し、屋内配線設備等を借り受けて使用するのであれば当該費用は電話加入権の取得原価に算入されることになります。

しかし、後者のように屋内配線設備等を自己の所有とする場合には、それは減価償却資産の取得ということになります。したがって、このような場合、その支出した金額は減価償却を通じて必要経費に算入していくことになります。ただし、その支出した金額が少額の減価償却資産の取得価額に該当するのであれば、その業務の用に供した年分の事業所得の計算上必要経費に算入されます。

### 3 NTTに支払う通話料およびプロバイダー使用料

通話料および使用料は、通常毎月支払う費用として、通信費等の勘定科目で必要経費に算入されます。

### 4 プロバイダー契約料

プロバイダー契約料は、本来インターネット接続業者に対する「役務の提供を受けるために支出する権利金その他の費用」と考えられるため、当該支出金額は原則として、その支出の効果の及ぶ期間(償却期間)に応じて償却(必要経費に算入)することになります。

ただし、このような費用であっても、その金額が20万円未満であるときには、その支出した年にその金額を必要経費に算入することができます。現在、ほとんどのケースがこれに該当すると思われます。

### 5 ホームページの制作費用

ホームページの制作費用は、原則として支出時の必要経費(広告宣伝費)に算入します。ホームページは企業や新製品のPRのために制作されるのが一般的であり、その内容は頻繁に更新されるため、その制作費用の効果が1年以上に及ぶことは稀であると考えられるからです。

ただし、その支出の効果が支出の日以後1年以上に及ぶと認められる場合には、繰延資産として償却を行うことになります。

また、ホームページが単なる宣伝媒体にとどまらず、データベースにアクセスすることができる機能等を有している場合には、ホームページ制作費用の中にソフトウェアの取得費用が含まれていると考えられますから、少額の減価償却資産等に該当する

場合を除き、当該費用に相当する金額を無形固定資産にソフトウェアとしていったん計上し、その後5年間で償却（必要経費に算入）することになります。

### 6 アフィリエイターに支払う報酬

アフィリエイターのホームページを経由して事業主のホームページにアクセスした閲覧者が商品を購入した際等に発生するアフィリエイターへの報酬は、当該商品を購入者へ引き渡した時に発生するものと考えられます。

#### アドバイス

インターネットを事業に導入しようとする場合の費用には多種多様なものが考えられます。前記のとおり、その支出金額の性質に応じて必要経費算入の可否を判断しなければなりません。

特に減価償却（償却）を通じて必要経費に算入しなければならない性質を持った支出には注意が必要となります。

税務調査の対策としても、設置工事の見積書・請求書・ホームページ制作を委託する専門業者の請求の内容を詳細に記した書類、アフィリエイターとの契約書類、その他領収書等を確実に整理・保存しておくことが求められます。

#### ＜参考となる法令など＞

所得税法49条、50条

所得税法施行令 6条、7条、138条～139条の2

所得税基本通達2-22、38-14

#### ＜関連する裁決例など＞

○病院を経営する請求人は、パソコンシステムの取得価額を一括して必要経費に算入すべきである旨主張するが、パソコンシステムの取得価額のうち、減価償却資産の取得価額は、減価償却費相当額が各年分の必要経費に算入される。

（国税不服審判所裁決平17・4・25（名裁（所）平16-100）〔非公開裁決〕）

## 特別償却の概要と適用の仕方



私は貴金属加工業を営む青色申告者です。平成25年3月に研磨機を240万円で購入し事業に供用しています。

青色申告者である個人には、必要経費の計算上、通常の減価償却制度の他に特別償却制度があると聞きましたが、その制度の内容について教えてください。

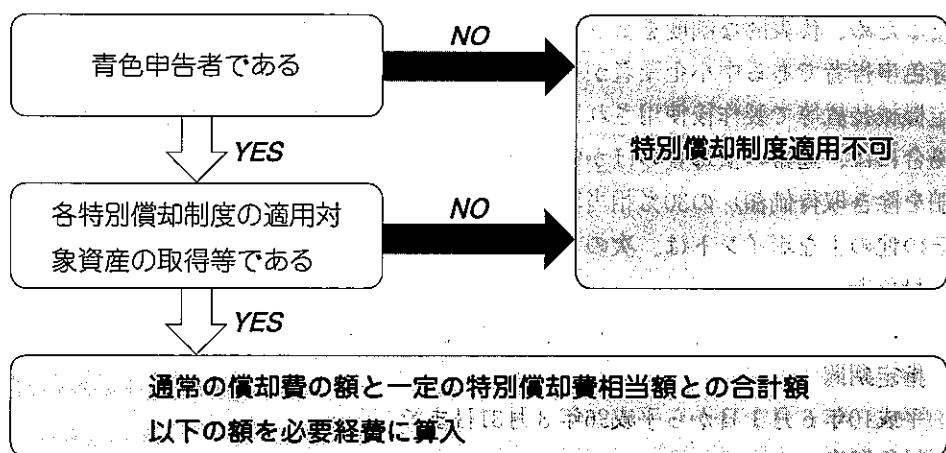


青色申告者であるなどの一定の要件を満たした中小企業者は、「中小企業者が機械等を取得した場合の特別償却」等の特別償却制度の適用を受けることが可能となり、通常の償却費のほかに、特別償却の対象となる機械等の基準取得価額の30%相当額を必要経費に算入することができます。

なお、特別償却の適用対象となる機械等は、製作後使用されたことのないものでなければなりません。

必要経費二

### 判断フロー



### キーワード

#### ▼特別償却制度

減価償却資産の償却費の計算方法には、政策的・制度的見地からさまざまな特例が認められています。その1つに租税特別措置法で定められている特別償却制度や割増償却制度があります。これらの制度には、それぞれ適用対象者や取得等の時期、対象資産、対象事業等の要件があり、各制度に定められている要件をすべて満たした場合にのみ適用を受けることができます。

##### (1) 特別償却とは

特別償却は、取得等の初年度に取得価額等の一定割合を一時に償却する方法です。

$$\boxed{\text{通常の償却費}} + \boxed{\text{取得価額等} \times \text{一定割合}} = \boxed{\text{減価償却費}}$$

##### (2) 割増償却とは

割増償却は、一定の適用対象期間にわたり、各年分の償却費を一定割合で割増する方法です。

$$\boxed{\text{通常の償却費}} + \boxed{\text{通常の償却費} \times \text{一定割合}} = \boxed{\text{減価償却費}}$$

必要経費二

### 判断のポイント

1 中小企業者が機械等を取得した場合の特別償却制度（特別償却制度は多岐にわたるため、代表的な制度をピックアップすることとします。）

青色申告者である中小企業者が平成10年6月1日から平成26年3月31日までの間に特定機械装置等で製作後使用されたことのないものを取得等し、指定事業の用に供した場合には、通常の償却費のほかに、その基準取得価額（海上運送業の用に供される船舶を除き取得価額）の30%相当額を必要経費に算入することができます。

その他の主なポイントは、次のとおりです。

#### ① 対象者

常時使用する従業員数が1,000人以下の青色申告者

#### ② 指定期間

平成10年6月1日から平成26年3月31日まで

#### ③ 対象資産

⑦ 新品の機械および装置で1台または1基の取得価額が160万円以上のもの

四四四

- ① 新品の一定の工具、器具および備品で1台または1基の取得価額が120万円以上のもの
- ② 一定のソフトウェアで一の取得価額が70万円以上のもの等
- ④ 指定事業  
　　製造業、建設業、卸売業、小売業、サービス業等
- ⑤ 申告要件  
　　確定申告書、修正申告書または更正請求書に特定機械等の取得価額、必要経費に算入される金額およびその計算に関する明細を記載した書類を添付しなければなりません。

## 2 特別償却制度適用上の留意点

特別償却制度には、前記の「中小企業者が機械等を取得した場合の特別償却」制度のほかに「エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却」や「特定設備等の特別償却」等の多種多様な制度があります。

これらの制度を適用する際には次のことを留意しなければなりません。

- ① 一の資産には複数の特別償却制度は重複適用できない。
- ② 所得税額の特別控除制度を選択した場合には、特別償却制度は適用できない。

そこで、取得等した資産が複数の特別償却制度の適用資産に該当した場合には、複数の特別償却制度を適用することは認められず、納税者の選択によりいずれか一の特別償却制度を適用することとなります。

また、特別償却制度の中には所得税額の特別控除制度を兼ね備えている制度があります。具体的には、「エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の所得税額の特別控除」、「中小企業者が機械等を取得した場合の所得税額の特別控除」、「国内の設備投資額が増加した場合の所得税額の特別控除」、「特定中小企業者が経営改善設備を取得した場合の所得税額の特別控除」の制度が挙げられます。これらの制度はいずれも特別償却制度との選択適用となっているため、特別償却制度を選択した場合には所得税額の特別控除制度は適用できません。逆に所得税額の特別控除制度を選択した場合には特別償却制度は適用できることとなります。

### 3 特別償却不足額の繰越し

特別償却適用年度に特別償却費の償却不足額が発生した場合には、翌年に繰り越して必要経費に算入することができます。

**【例】**青色申告者である中小企業者が、平成25年1月20日に「中小企業者が機械等を取得した場合の特別償却」の適用対象となる機械装置（耐用年数10年 定額法償却率0.100）を300万円で取得し事業の用に供しました。平成25年度の確定申告において当該機械装置に対して特別償却を受けることとし、100万円を減価償却費として必要経費に算入しました。この場合の特別償却不足額の繰越しはどのようにになりますか。

**【答】**

平成25年度		平成26年度		必要経費三
特別償却費 90万円 300万円×30%	償却不足額 20万円	必要経費算入額 100万円	繰 越	
通常の償却費30万円 $300\text{万円} \times 0.100 \times \frac{12}{12}$			↓	↓
		償却不足額 20万円		通常の償却費30万円 $300\text{万円} \times 0.100 \times \frac{12}{12}$

平成25年度の必要経費算入額100万円は、まず強制償却である通常の償却費から構成されているものとし、償却不足額20万円は任意償却である特別償却費の不足額であると捉え、特別償却制度が有効活用できるように特別償却不足額の1年間の繰越しが認められています。

#### アドバイス

特別償却制度や割増償却制度は、政策的・制度的見地から設けられた時限措置であるため、適用期間や適用対象資産等が限定されています。取得時期のわずかなズレや金額基準を満たしていなかった等の理由で適用が受けられることもあります。

また、制度自体が廃止されることや、制度の内容が改正により大きく変更される場合もあります。特別償却制度の適用を考える場合には、事前に各制度の要件を十分に確認する必要があります。

『参考となる法令など』

所得税法37条、49条

租税特別措置法10条の2～10条の3、10条の5の2、10条の5の3、10条の6～19  
条

租税特別措置法施行令5条の4～5条の5、5条の6の2、5条の6の3、5条の7～  
10条

必要経費二

四四六ノ一